令和８年度第５回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和８年９月２日（水） 和歌山労働総合庁舎６階会議室	１１時２５分から １１時５５分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数５名 定数５名 定数５名	出席３名 出席４名 出席４名

事務局（岡本）

定刻より少し早いですが皆様お揃いですので、ただいまから、令和８年度第５回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、廣谷委員、本庄委員、北道委員、船富委員が欠席されていますが、定足数を満たしておりますことを報告いたします。また、本会議は公開となっておりますが、令和８年８月２７日付けで本会議の傍聴公示を行いましたが、傍聴希望者はございませんでした。

それでは、以後の議事進行を和中会長代理にお願いしたいと思います。

和中会長代理、よろしくお願いいたします。

和中会長代理

はい、各委員の皆様、本日の審議よろしくお願いいたします。それでは議題１、特定最低賃金の決定などの必要性の有無について審議をしたいと思います。

和歌山県の特定最低賃金については、７月２８日の第２回本審で、和歌山県鉄鋼業最低賃金及び和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正の決定の必要性の有無について、そして、新設として、（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの最低賃金決定の必要性の有無について、和歌山労働局長から諮問を受けて特別小委員会で審議を行っていただきました。

特別小委員会での審議の結果につきましては、岡田特別小委員会委員長から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

岡田委員

はい、御説明いたします。特別小委員会は８月２７日と本日９月２日の２回開催いたしまして、審議を行いました。８月２７日は、３件の特定最低賃金の必要性の審議を行いました。

和歌山県鉄鋼業につきましては、和歌山県内の基幹産業として重要であるということで、労使の意見が一致いたしまして、改正の必要性ありということで決定をいたしました。

次に、和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金につきましては、過去の審議の経緯などを踏まえまして議論を行いました。小委員会といたしましては、和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正の必要性については、労使双方の意見が一致しなかったことから、必要性なしということで決定をいたしました。

新設の（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金につきましては、８月２７日と本日９月２日の２回にわたりまして、二者間協議を交えながら審議をいたしました。この最低賃金の新設につきましては、昨年度も申出がありまして、本年度は引き続きということになりましたが、本年度につきましては、労働協約ケースとして申出がなされました。

労働者側からは、この百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットという業種につきましては、県民にとって生鮮食料品という、非常に生活に欠かすことができない商品を取り扱う重要な産業であるということや、資料を提示していただきまして和歌山県内の同業種の賃金が近隣と比べ、地域別最低賃金以上に格差があること、あと、この業種が和歌山県内の地場産業が中心となっている産業であり重要であるということについて意見が述べられました。

使用者側からは、昨年度と比較いたしまして、今年度、ドラッグストアを削除した経緯や過去の新設の申出の経緯などを確認しながら、今年度のこの３業種のくくり方について特定産業別最低賃金の必要性が明確にあるとの説明にはなっていないという意見が述べられました。

公労公使の二者間協議も行いまして、公益といたしましては、特に労側の御説明を会議でもお聞きいたしましたが、なかなか労使の全会一致に至るというところまでの論理、必要性というものが今年度は見出せなかったというところがありましたので、新設の必要性なしということで決定をいたしました。

以上が小委員会の審議での概要です。

和中会長代理

ありがとうございました。それでは事務局は、小委員会の審議を踏まえて作成されました報告書の朗読をお願いいたします。

（事務局が小委員会報告書を朗読）

和中会長代理

はい、ありがとうございます。ただいまの特別小委員会報告について、御意見御質問はございますでしょうか。いかがでしょうか。

（意見等なし）

和中会長代理

それでは、御意見がないようですので、３件の特定最低賃金の決定等の必要性の有無について、審議会として意見を取りまとめたいと思います。はじめに、鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性について、特別小委員会報告書どおり、改正決定する必要性ありと決議することについて、御異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

和中会長代理

はい、ありがとうございます。では、全会一致で御承認いただきましたので、事務局は後ほど答申案の作成をお願いいたします。

次に、和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性について、特別小委員会報告書どおり、改正決定する必要性ありとの結論に達し得なかったと決議することについて、御異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

和中会長代理

はい。では、全会一致で御承認いただきましたので、事務局は後ほど答申案の作成をお願いいたします。

最後に、（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定の必要性について、特別小委員会報告書どおり、決定する必要性ありとの結論に達し得なかったと決議することについて、御異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

和中会長代理

はい。では、全会一致で御承認をいただきましたので、事務局は答申文案の作成をお願いいたします。事務局が準備をされる間、このまましばらくお待ちください。

（事務局は、３件の答申文案を作成する。）
（事務局から各委員に答申文案を配付する。）

和中会長代理

それでは、３件の答申文案について朗読をお願いいたします。

（事務局が３件の答申文案を朗読する。）

和中会長代理

ありがとうございます。ただいまの３件の答申文案について、御意見ございますでしょうか。

（意見なし）

和中会長代理

御意見がございませんので、事務局は答申文を御用意ください。

では、答申文を局長にお渡ししたいと思います。

（局長、和中会長代理は、中央へ移動）
（和中会長代理は、局長に答申文を手渡す）

中山労働局長
ありがとうございました。

（局長、和中会長代理は、自席へ移動）
（事務局は、各委員に３件の答申文（写）を配付）

和中会長代理
答申文は、先ほど事務局から朗読された案文と同様ですので、ここでは朗読を省略いたします。それでは、次の議題２、特定最低賃金の改正決定について、局長から諮問を受けたいと思います。

（局長、和中会長代理は、中央へ移動）
（局長は、和中会長代理に諮問文を手渡す）

中山労働局長
よろしくお願いいたします。

（局長、和中会長代理は、自席へ移動）
（事務局は、諮問文の写を各委員に配付）

和中会長代理
それでは事務局は諮問文を朗読してください。

（事務局が諮問文を朗読）

和中会長代理
それでは諮問を受けましたので、続きまして議題３「和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会の設置について」に入ります。
金額審議については、専門部会を設置し、そこで審議していただくことになります。今後の専門部会の手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（岡本）
はい。最低賃金法第２５条第２項の規定に基づきまして、地域別最賃の改正決定と同様に特定最賃の改正決定につきましても専門部会を設置して、審議をお願いすることになります。専門部会につきましては、最低賃金審議会令第６条によりまして、公労使が各３名、合計９名で御審議いただく体制となっております。また、同審議会令第３条に基づきまして、労働者側代表委員と使用者側代表委員につきましては、候補者の推薦の公示を行いまして、推薦があった者から労働局長が任命する

ことになっております。
　推薦公示につきましては、本日、公示を行いますが、公示期間は９月１４日までとさせていただきますので、労働者側代表委員、使用者側代表委員におかれましては、専門部会委員の御推薦について御協力をよろしくお願いいたします。
　説明は以上となります。

和中会長代理
　はい。ただいまの事務局の説明のとおり、９月１４日までに関係労使を代表する専門部会の委員を推薦するということで御了承いただきたいと思います。
　なお、公益代表委員側の専門部会委員ですが、先日の公益代表委員会議において協議の結果、鉄鋼業専門部会委員は、石川委員、本庄委員、そして私、和中の３名が選出されておりますので、御報告いたします。
　次に議題４、審議会令第６条第５項の適用について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（岡本）
　はい。地域別最賃でもお諮りいただきましたが、最低賃金審議会令第６条第５項におきまして、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定されております。地賃と同様に効率的な運営の観点から専門部会の決議が全会一致の場合にのみ、この規定を適用して、専門部会の決議をもって審議会の決定とすることを事務局として提案させていただきたいと思います。
　特定最賃の金額審議につきましては、全会一致に向けて努力するということが謳われております。例年、鉄鋼業専門部会につきましては、全会一致で結審することが多くなっておりますので、最低賃金審議会令第６第５項適用の御検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

和中会長代理
　最低賃金審議会令第６条第５項を適用することについて、労使の皆様方いかがでしょうか。労働者側いかがでしょうか。

山本委員
　はい。むしろ、地賃の方で、使用者側が適用しないということだったので、どうでしょうか。鉄鋼業の特定最賃についてもそうなのか。
　労働者側としては、日程の関係上、日程の組み方等々のことを考えた時には、適用した方がいいのではないかというふうに思っております。以上です。

和中会長代理
　はい、ありがとうございます。使用者はいかがでしょうか。

児玉委員

はい。鉄鋼業については、全会一致を旨としておるところでありますので、適用することが適当と考えます。よろしくお願いします。

和中会長代理

はい。では、労使とも異議なしとなりましたので、特定最低賃金の専門部会の審議におきましては、最低賃金審議会令第６条第５項の規定を適用することといたします。

最後の議題５「その他」ですが、各委員の皆様、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

（意見等なし）

和中会長代理

はい。では、事務局から今後の審議日程等についての御説明をお願いいたします。

事務局（岡本）

はい。先ほど審議会令第６条第５項の適用をいただいたところでございますが、この後、鉄鋼業専門部会の開催がございます。その辺も含めてこの審議会終了後に、少し調整させていただければと思っておりますので、委員の皆さんは、少し残っていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

和中会長代理

以上の説明でよろしいですか。

事務局（岡本）

はい。

和中会長代理

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等ございますでしょうか。

（質問等なし）

和中会長代理

それでは、予定されました議題はすべて終了いたしましたので、これを持ちまして、本審議会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。